

# 大伴家持の諸問題

——秦人と製鉄——

## 一 秦人と居住地

天平十八年六月二十一日家持は越中国守として任命された。その後準備をした後七月中旬頃に越中に行き任務に就いたであろう。

八月七日越中で最初の宴が開催された。その時の歌と出席者は次の通りである。

八月七日の夜に、守大伴宿禰家持が館に集ひて宴する歌

秋の田の 穂向き見がてり 我が背子が ふさ手折り  
来る をみなへしかも (卷十七・三九四三)

右の一首、守大伴宿禰家持が作  
をみなへし 咲きたる野辺を 行き巡り 君を思ひ出  
たもとほり来ぬ (卷十七・三九四四)

## 針 原 孝 之

秋の夜は 暁寒し 白たへの 妹が衣手 着むよしも  
がも (卷十七・三九四五)

ほととぎす 鳴きて過ぎにし 岡辺から 秋風吹きぬ  
よしもあらなくに (卷十七・三九四六)

右の三首、掾大伴宿禰池主が作  
今朝の朝明 秋風寒し 遠つ人 雁が来鳴かむ 時近  
みかも (卷十七・三九四七)

天離る 鄙に月経ぬ 然れども 結ひてし紐を 解き  
も開けなくに (卷十七・三九四八)

右の二首、守大伴宿禰家持が作  
天離る 鄙にある我を うたがたも 紐解き放けて  
思ほすらめや (卷十七・三九四九)

右の一首、掾大伴宿禰池主  
家にして 結ひてし紐を 解き放けず 思ふ心を 誰

か知らむも

(卷十七・三九五〇)

右の一首、守大伴宿禰家持が作

ひぐらしの 鳴きぬる時は をみなへし 咲きたる野  
辺を 行きつつ見べし

(卷十七・三九五二)

右の一首、大目秦忌寸八千鳥

古歌一首 大原高安真人の作、年月審らかならず。

ただし、聞きし時のまにまに、ここに記載す。

妹が家に 伊久里の社の 藤の花 今来む春も 常か  
くし見む

(卷十七・三九五三)

右の一首、伝誦するは僧玄勝これなり。

雁がねは 使ひに来むと 騒くらむ 秋風寒み その  
川の上に

(卷十七・三九五三)

馬並めて いざ打ち行かな 洪谿の 清き磯廻に 寄  
する波見に

(卷十七・三九五四)

右の二首、守大伴宿禰家持

ぬばたまの 夜は更けぬらし 玉櫛笥 二上山に 月  
傾きぬ

(卷十七・三九五五)

右の一首、史生土師宿禰道良

これらの歌は卷十七の三九四三番から三九五五番までの  
十三首である。この十三首は前半九首と後半四首に二区分  
して宴席の場の展開をみる事ができる。最初の三九四三  
番歌は新任国守家持の挨拶歌で始められている。以後池主

と家持の贈答である。家持が三九四三番歌で「をみなへし」を歌うと、池主も家持の使用した「をみなへし」を詠みこんで歌う。さらに池主が「秋の夜」(三九四五番)「ほととぎす鳴き」(三九四六番)のことは詠みこんで歌うと、家持も「秋風」(三九四七番)と歌い、池主の使用した「ほととぎす」を「雁」に置き換えて歌う。さらに家持が「天離る」「紐を解き」(三九四八番)を歌の中に詠むと、池主もまた「天離る」「紐解」(三九四九番)を詠みこむのだ。このように家持と池主の二人の歌を見てくると前の歌で歌われたことを用いながら、そのことを自分の歌に詠みこむという尻取式贈答歌とでもいべき表現である。そして前半のしめの歌として大目秦忌寸八千鳥(三九五一番)が詠んだ。

後半は僧玄勝の「藤の花」(三九五二番)の美しさによつて越中の女性をにおわせている歌からはじまる。次の三九五三番は望郷歌である。そして次の歌で「洪谿の清き磯」(三九五四番)を見に行きたいと家持は歌うが土師宿禰道良の「夜は更けぬらし」「二上山に月傾きぬ」と夜がふけてしまったので、次の機会にと閉会の辞ともいべき歌でしめくくられている。

宴席歌は家持と池主の贈答歌が中心であるが、注意したいのは前半のしめの歌を歌った「大目秦忌寸八千鳥」であ

る。「秦某」は渡来人として理解できるが詳しいことは不明である。

さらに「大目秦忌寸八千島が館に宴する歌」と題し、「奈良の海人の 釣する舟は 今こそば 舟棚打ちて あへて漕ぎ出ぬ」(三九五六)があり、他に「大目秦忌寸八千島が館にして、守大伴宿禰家持に饒する宴の歌」(三九八九・三九九〇番)の題詞に「秦忌寸八千島」の名が見える。その他、万葉集中に「秦某(秦人)」がどのように登場するかをみると、巻八に「橘朝臣奈良麻呂、集宴を結ぶ歌十一首」と題する中に「露霜に あへる黄葉を 手折り来て 妹はかざしつ 後は散るかも」(一五八九番)があり、作者は「秦許遍麻呂」である。この歌人については未詳であるがこの集宴に大伴家持が参加して歌(一五九一番)を詠んでいる。

巻十五・三五八九に「秦間満」の作とあり、同じ巻十五・三六八一に「秦田麻呂」作とあるのは同一人とする説が有力であるがこの人物についても未詳である。

巻十七に「天平十八年正月、白雪多く零り、地に積むこと数寸なり。ここに左大臣橘卿、大納言藤原豊成朝臣また諸王諸臣たちを率て太上天皇の御在所中宮の西に参入り仕へ奉りて雪を掃く……(略)」という題詞(三九二二番)がある。雪掃きに宮中に参上したのは、橘諸兄の他に紀朝

臣清人、紀朝臣男梶、葛井連諸会、大伴宿禰家持が「詔に応ふる歌」を詠んでいる。その他出席者が列記されているが、その中に「秦忌寸朝元」の名が見える。

巻十八・四〇八六番の題詞に「同じ月(天平感宝元年五月)の九日に、諸僚、少目秦伊美吉石竹が館に会ひて飲宴す。ここに主人百合の花縵三枚を造り、豆器に置ね置き賓客に捧げ贈る、各々の縵を賦して作る三首」とあり、家持(二首)、介内蔵伊美吉繩麻呂の歌がある。そして「主人百合の花縵三枚」とある三枚は守(家持)介(内蔵繩麻呂)大目(秦八千島)に進呈するためである。また四一三五番の左注に「少目秦伊美吉石竹が館の宴に守大伴宿禰家持作る」とあるので「秦石竹」は家持の配下の官人であることが理解できる。

巻十九・四二二五番の左注に「同じ月十六日に、朝集使少目秦伊美吉石竹に饒する時に、守大伴宿禰家持作る」とあり、秦石竹が朝集使として上京するのをねぎらう作品を家持が詠んでいる。これら万葉集に登場する「秦某(秦人)」は巻十五・三五八九番、三六八一番の「秦間満」「秦田麻呂」を除くと家持と関係する人物である。

また平野邦雄氏は大日本古文書にみる大宝令以後の金属工について調査しているが、中でも鋳工には秦常・秦・石村・額田・日置・椋人・辛人・狛・山代・昆解などの諸姓

がみえ、その中には「雑工戸」などに属する氏姓がない。このうち特に多いのは秦氏である。今平野氏の調査の表から抽出すると、

秦常（伊美吉）大吉 勝宝七年 鑄工

（山背葛野郡人造東大寺司）

秦（伊美吉）船人 勝宝七年 鑄工

（ ）

秦物集（伊美吉）広立 勝宝七年 銅工

（ ）

秦乙麻呂 宝字六年 鑄工

（造石山院所御鏡鑄造）

秦仲国 宝字六年 鑄工

（ ）

の五人であるが人物については未詳である。

戸籍や木簡などには「秦某」という文字のほかには「秦人某」「秦人部某」「秦部某」といった人名が書かれているが、いずれも秦氏の支配下にあった集団にあった人名であるという。この表現の違いについて加藤謙吉氏は「秦人が農民であるとすれば、秦部・秦人部と身分的には同等であり、漢人の支配下集団のような明確な階層区分を想定することは困難となる」と言い「中央政界の一線で活躍することはあまりなく、むしろ大和政権や律令国家の基部を支える役

割を果たした氏族」だったという。そして

秦人と秦人部はともに農民層から成り、両者の間に支配・隷属関係が存在したわけではない。その違いは、あくまでも渡来人か日本人かという点に求められる。

ただ秦人が様々な職能を有したのに対して、秦人部は秦部と同じく、本質的に農業専従者より成ると考えてよいであろう。秦人・秦部・秦人部が、筑前や豊前国の戸籍に「秦部」として登録されたのは、彼等がいずれもかつて秦氏の支配下に属した「秦の民」であったため、これを手続き上、一括的に旧部民として扱い「秦部」（部姓者）と記載したことによると思われる。

と述べて秦人・秦部・秦人部の違いを区別した。

秦氏が居住した場所は加藤謙吉氏の調査報告によれば次の通り三十二ヶ国八十一郡である。

畿内

○山背国葛野郡・愛宕郡・紀伊郡・宇治郡・久世郡・相楽郡

○大和国忍海郡・城上郡

○河内国茨田郡・高安郡・丹比郡

○摂津国西成郡・豊嶋郡・嶋上郡・川辺郡

○和泉国

東海道

- 伊勢国朝明郡・飯野郡
- 遠江国敷智郡・秦原郡
- 伊豆国田方郡
- 相模国高座郡
- 武蔵国
- 東山道
  - 近江国愛智郡・神前郡・犬上郡・蒲生郡・浅井郡
  - 坂田郡・高嶋郡
  - 美濃国当磨郡・賀茂郡・本巢郡・方肩郡・各務郡
  - 山県郡・厚見郡・池田郡（味蜂間郡春部里↓和銅
  - 養老年間に池田郡分置）・不破郡
  - 上野国多胡郡
  - 下野国
- 北陸道
  - 若狭国遠敷郡・三方郡
  - 越前国足羽郡・坂井郡・大野郡・丹生郡・敦賀郡
  - 加賀国加賀郡
  - 越中国射水郡・砺波郡
- 山陰道
  - 丹波国船井郡・何鹿郡・桑田郡・氷上郡
  - 但馬国出石郡
- 山陽道

- 播磨国賀茂郡・飭磨郡・揖保郡・赤穂郡
- 美作国英多郡・久米郡
- 備前国和气郡・邑久郡・御野郡・上道郡
- 備中国都宇郡
- 周防国玖珂郡

南海道

- 紀伊国名草郡・安諦郡
- 阿波国板野郡・那賀郡
- 讃岐国大内郡・三木郡・山田郡・香河郡・多度郡
- 讃岐国大内郡・三木郡・山田郡・香河郡・多度郡
- 伊予国越智郡・温泉郡
- 土佐国吾川郡

西海道

- 筑前国志麻郡
- 豊前国仲津郡・上毛郡

これらのうち北陸道に注目してみると、若狭国（遠敷郡、三方郡）、越前国（足羽郡、坂井郡、大野郡、丹生郡、敦賀郡）、加賀国（加賀郡）、越中国（射水郡、砺波郡）とある国・郡は秦氏集団と製鉄・製塩に関係があるようだ。

加藤謙吉氏は「敦賀にも若狭にも屯倉が設けられているが、いずれも塩の保管と中央への貢進を目的とした屯倉で、秦氏の製塩技術が動員されたのだろう」と考察した。また

水谷千秋氏も「秦氏の集住が確認されるのが若狭国である。若狭国は志摩国とともに御食国つまり天皇の食糧となる様々な海の幸を貢ぐ国として尊重された」と述べている。

若狭国の中心的役割を担ってきたのが国造を務めた膳臣である。『国造本紀』に「若狭国造」を

遠飛鳥朝の御代（允恭朝）膳臣の祖佐白米の兎荒斫命を国造に定め賜ふ。

と記している。『高橋氏文』にも膳臣の祖「六雁命」に対して天皇から、

和加佐乃国は、六雁命に長く子孫等が遠き世の国家とせよと定めて授け賜ひてき。

とある。膳臣は若狭にいたのは本流ではなく同氏の傍流に相当する者であろうという。

先述の水谷氏は秦氏は膳臣の配下にあつて塩の生産や海産物加工・保管・運搬などにあたっていたのであろうという。

若狭国の延長線上にあるのが越中国の能登気多神社周辺の塩の産業・産出である。秦氏は各地で農業において活動しているが、農業だけでなく塩業・水産物の加工・鉄銅業等に活発な働きをしていたのであろう。

## 二 越中巡行歌

礪波郡の雄神の川辺にして作る歌一首

雄神川 紅にほふ 娘子らし 葦付（水松の類）取る  
と 瀬に立たすらし  
（卷十七・四〇二二）

婦負郡の鷗坂の川辺を渡る時に作る一首

鷗坂川 渡る瀬多み この我が馬の 足掻きの水に  
衣濡れにけり  
（卷十七・四〇二二）

鷗を潜ぐる人を見て作る歌一首

婦負川の 速き瀬ごとに 篝さし 八十伴の緒は 鷗  
川立ちけり  
（卷十七・四〇二三）

新川郡にして延槻川を渡る時に作る歌一首

立山の 雪し消らしも 延槻の 川の渡り瀬 鏡潰か  
すも  
（卷十七・四〇二四）

気太神宮に赴き参り、海辺に行く時に作る歌一首  
志雄道から 直越え来れば 羽昨の海 朝なぎしたり  
船楫もがも  
（卷十七・四〇二五）

能登郡にして香島の津より船を発し、熊来村をさ

して往く時に作る歌二首

とぶさ立て 船木伐るといふ 能登の島山 今日見れ  
ば 木立繁しも 幾代神びぞ  
（卷十七・四〇二六）

香島より 熊来をさして 漕ぐ船の 楫取る間なく  
都し思ほゆ  
（卷十七・四〇二七）

鳳至郡にして饒石川を渡る時に作る歌一首

妹に逢はず 久しくなりぬ 饒石川 清き瀬ごとに

水占延へてな

(卷十七・四〇二八)

珠洲郡より船発し、太沼郡に還る時に、長浜の浦に泊まり、月の光を仰ぎ見て作る歌一首

珠洲の海に 朝開きして 漕ぎ来れば 長浜の浦に月照りにけり

(卷十七・四〇二九)

右の件の歌詞は、春の出挙に依りて、諸郡を巡行し、当時当所にして、属目し作る。大伴宿禰

家持

これら一連の歌は国守家持が春の出挙として国内巡行にかけた時の歌であることが左注によってわかる。

この「出挙」について『国史大辞典』(吉川弘文館・早川庄八担当執筆)に次のように雑令の規定の要点を述べている。

①出挙には国家が貸付ける公出挙と私人が貸付ける私出挙がある。

②貸付ける物すなわち出挙の客体には財物(財物出挙)と稲粟(稲粟出挙)がある。

③財物出挙は六十日ごとに元本の八分の一の利息を取り稲粟出挙は、私出挙ならば年に一倍の利、公出挙ならば半倍の利とする。

④公出挙・私出挙、財物出挙・稲粟出挙のいずれの場合も、債務者に弁済能力のないときは「投身折酬」すな

わち債務者を役して負債を酬わせることができる。

卷十七の「出挙」は公出挙のことであり、稲粟をさしている。出挙は春秋二度にわたって行なわれ春公民に貸付け、秋の収穫後に元本と五割の利息を徴収するものであった。さらに天平十七年になると公出挙制度は一段と整備・拡充され国ごとの論定稲が設置されたという。それは『続日本紀』天平十七年十月十五日の記事に「諸国の出挙の正税を論り定む。国毎に数有り」とあるから理解できる。

さて四〇二一番から四〇二九番までの歌は家持の出挙の道順を示すことは周知の通りであるが、その順路については川口常孝氏の図1「家持巡行要図」を引用させてもらう。この一連の歌をみると、越中の砺波を中心にした四〇二一番から四〇二四番までの前半四首(富山側)と四〇二五番から四〇二九番までの後半五首(能登側)の間は連続していない。

前半四首の歌をみると、例えば四〇二二番に歌われているように、

雄神川 紅にほふ 娘子らし 葦付(水松の類)とる  
と 瀬に立たすらし

(卷十七・四〇二二)

と最初に「雄神川」が記され、さらに四〇二二番、四〇二三番、四〇二四番の歌では、それぞれ「鷗坂川」「婦負川」「延槻川」とすべて川の名前が記されている。いわば前半

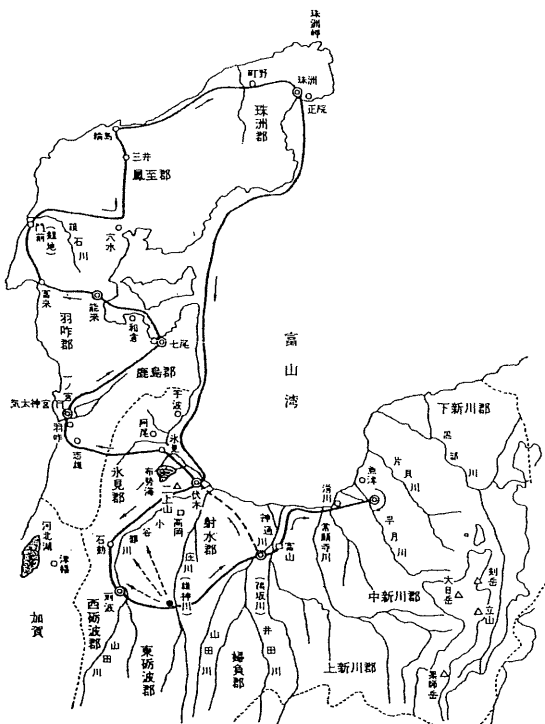


図1 家持巡行要図（川口常孝『大伴家持』より）

四首は川を主題に詠んだ一連の歌と考えることができる。後半は四〇二五番の「氣太神宮」の歌から四〇二九番の五首であるが、四〇二五番では「羽咋の海」、四〇二六番では「能登の郡にして香島の津より舟を発し」ているので、これも海の状況を詠んでいる。四〇二五、四〇二六、四〇二七の三首は海の風景を歌いあげて、四〇二八番と四〇二九番は望郷歌と言われるもの、いわばふるさとを思う土地

み、門前から穴水を通って羽咋、七尾、熊木へ進み、門脇禎二氏の地図図<sup>8)</sup>をみると、珠洲から穴水に立ち寄って香島へ行き、羽咋から伏木に戻るといふ順路になっている。川口氏の方は珠洲から水見まで直接船旅を続けるという考えである。私は能登巡行は氣多神宮から熊木、饒石川を渡って進み、珠洲（能登穴端）から長浜（鳳至郡の

褒めの歌である。

このように四〇二四番と四〇二五番の間に空白がある。さらに能登巡行は海辺を通っているが、前半の富山側の平野の四首と比べると、能登側の方は米作りに適さない所である。

稲作に適さない場所を巡行して出挙といえるかという疑問がある。

また前半の四首の順路について川口常孝氏の「家持巡行要図」では、まず伏木を出発し、石動、荇波、富山へと進み、さらに滑川から魚津へ行く。この土地に安田遺跡がある。魚津で折り返して富山の神通川から伏木へと戻ってきたと推測されている。

後半四〇二五番歌は伏木国庁を出発して水見から西へ志雄道を通って羽咋、七尾、熊木へ進



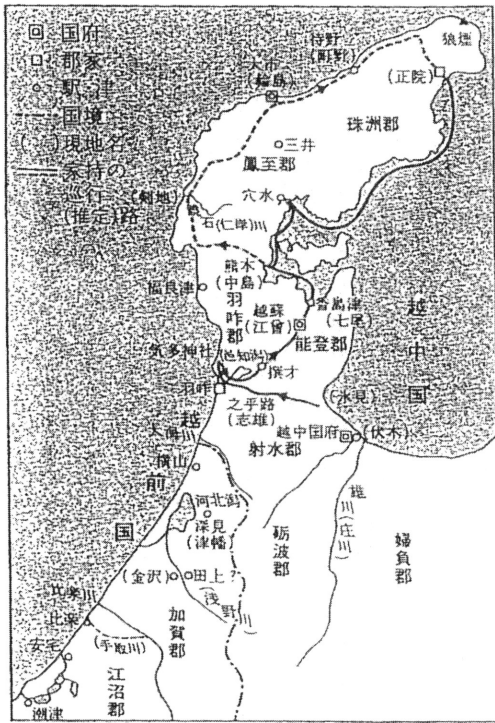


図2 家持の巡行路と駅・津・官衙  
(門脇禎二『日本海域の古代史』より)

穴水能登海岸)を経て、国府にたどりついたと推定している。ここで問題なのは饒石川を渡った所から諸岡地区にかけて古代製鉄の拠点(鳳至郡門前町の道下中山製鉄遺跡)があったので、ここを視察してさらに出挙を続けたと思う。この地区には「劔地」「鍛冶屋」「鉄川」「金色川」などの地名を残しているだけでなく、道下中山製鉄遺跡では七、八世紀頃の箱形炉も確認されている。家持の巡行は出挙を目的としたものであったが、鉄生産の実情視察が重要な任

務だったと推定できる。

さらに能登国は農業に適さないことや海岸の地を巡行しているので製塩と深く結びついていたのであろう。

### 三 鵜川立ちけり

四〇二一番からの四〇二九番までの九首が春の出挙によって、家持が越中諸郡を巡行した折に属目して詠んだ歌であることは左注に記している。この九首について年月日は記されていないが、四〇二〇番歌は天平二十年正月二十九日の作であるし、四〇二九番の後は四〇三〇、四〇三一番の二首には年月日は明記されていないが、続く巻十八の巻頭歌には三月二十三日の作となっている。よって四〇二一番から四〇二九番歌は正月二十九日以後、春三月二十三日以前の作であることが理解できる。

四〇二一番から四〇二四番までの前半四首の中で注意したいのは四〇二三番に歌われている「鵜川立ちけり」のことである。このことは鵜を使って川魚を取る漁法であることは諸注釈同じである。しかし例えば古典文学全集(小学館)万葉集は「太陽暦の三月十日ごろで、鵜飼に適当な時期か否か、疑問」とある。

新編古典全集（小学館）万葉集は、

ここは太陽暦の三月中旬で鵜飼に適當な時期とも思われ  
ない。

新潮古典集・万葉集は、

鵜飼は夏のもので春にふさわしくない。「けり」はその  
点に向けられた詠嘆か。

と述べている。古典全集の「三月十日ごろ」や新編古典全  
集の「三月中旬」という記事について疑問をもつ。それは  
先述した通り四〇二一番から四〇二九番までの歌は、天平  
二十年正月二十九日から天平二十年三月二十三日までの間  
に詠まれたということになるのだが、「三月十日ごろ」「三  
月中旬」と表現している。また季節的に鵜飼は夏のもので  
あるが、ここでは春のものであることに疑問がある。

これについて新大系（岩波書店）万葉集（一）三八番脚注は、  
鵜飼は必ずしも夏季に限定されない。また昼間・夜間  
を問わず行われた。奈良時代、大膳職所属の雑供戸の  
鵜飼が吉野川を漁場としていた。

と述べて春・夏鵜飼が行われたという。

また、新編古典全集万葉集の四一五六番「鵜を潜くる  
歌」の頭注には、

若鮎が飛び跳ねて泳いでいる。ただし、この三月八日  
は太陽暦の四月二十二日に当り、五・六センチに生育

した稚鮎が川に上り始める頃で、漁獲の対象になり  
にくい。

と述べている。鮎について宮地伝三郎氏は、

川水の温度が海水の温度に近づく春先に、川口に達し  
たアユは、流れにさらかって精一ぱいさかのぼって行  
く。流れの速い川のまんなかでは、おし流されてしま  
うこともあるので、浅くて流れのゆるい岸近くをのぼ  
るものが多い。

川口の砂の上になつて、時計とにらめっこをしている  
と、夜が白々と明けそめる午前六時から約二時間ほど  
してから、アユが上りはじめる。あるときは五尾、あ  
るときは四〇〜五〇尾、あるときは二〇〇尾といった  
群れである。こうして上つて行く数は、一二時から一  
四時にかけて最高潮に達する。夕やみのせまるととも  
にその数は急激に減り、うすぐらくなると上らなくなる。  
と述べ、さらに、

三、四月頃に二、三寸となる。これを飛び鮎という。  
五月頃より掛け鮎と唱え、五、六寸となり、八月より  
降り鮎と称し、七、八寸に至り、その味最も美味なり。  
また、九、十月頃河口において産卵し、孵化後月余に  
して五、六分となる。これをアイゴという。翌年上流  
にのぼるに及び、五、六月頃には四、五寸、八、九月

頃は尺余に及ぶ。これをもつとも佳味の時とす。しかれども普通多きは六、七寸のものとす。この飛びアユというのは、小さいのほりアユが、よくはねることからきた呼び名と思う。

こうした諸書の説明の中で考えられることは、万葉集で春の鵜飼を詠んでいるのは食料とすることでなく、呪術行為のことではないだろうか。

それは『日本書紀』にある松浦郡玉島里で鮎を釣る神功皇后伝説を思い出すからである。

仲哀紀や『肥前風土記』松浦郡の条にもあるが『日本書紀』の記事を引用すると次のように記している。

夏四月の壬寅の朔にして甲辰に、北、火前国の松浦県に到りまして、玉島里の小河の側に進食したまふ。是に皇后、針を勾げて鉤に為り、粒を取りて餌にして、裳の縷を抜き取りて緝にし、河中の石上に登りて、鉤を投げ祈ひて曰はく、「朕、西、財国を求むと欲ふ。若し事を成すこと有らば、河の魚鉤を飲へ」とのたまふ。因りて竿を挙げて、乃ち細鱗魚を獲たまひつ。時に皇后の曰はく、「希見しき物なり」とのたまふ。希見、此には梅豆瀧志と云ふ。故、時人、其処を号けて梅豆羅国と曰ふ。今し松浦と謂ふは訛れるなり。是を以ちて、其の国の女人、四月の上旬に当る毎に、鉤を以ちて河

中に投げ、年魚を捕ること、今に絶えず。唯し男夫のみは、釣ると雖も、魚を獲ること能はず。(仲哀天皇九年四月)

この記事の中で「鉤を投げ祈ひて曰はく、朕、西、財国を求めむと欲ふ。若し事を成すこと有らば、河の魚鉤を飲へとのたまふ。」と言つて魚占いをしている。『日本書紀』神功皇后の記事に魚占いがあるから『万葉集』四〇二三番歌も魚占いのことと考えてよいだろう。呪術行為は豊年を祈願していると理解できる。

『万葉集』の「鵜川立ち」は柿本人麻呂の吉野讚歌の中にも詠まれている。

やすみしし 我が大君 神ながら 神さびせずと 吉野川 激つ河内に …… 春へには 花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり (二に云ふ「もみち葉かざし」行き沿ふ 川の神も 大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ瀬に 小網刺し渡す 山川も 依りて仕ふる 神の御代かも (巻一・三八)

この歌中の「鵜川を立ち」は川で魚をとる漁法であることは認められるが、その魚は「鮎」か「うくい」か不明である。集中の類似表現を拾いあげると、

こもりくの 泊瀬の川の 上つ瀬に 鵜を八つ潜け 下つ

瀬に 鵜を八つ潜け 上つ瀬の 鮎を食はしめ 下つ瀬の  
鮎を食はしめ くはし妹に 鮎を惜しめ くはし妹に 鮎  
を惜しめ 投ぐるさの 遠ざかり居て 思ふそら 安けな  
くに 嘆くそら 安けなくに 衣こそば それ破れぬれば  
継ぎつつも またも合ふといへ 玉こそば 緒の絶えぬれ  
ば くくりつつ またも合ふといへ またも逢はぬものは  
妻にしありけり  
(卷十三・三三三〇)

あらたまの 年行き反り 春されば 花のみにほふ あし  
ひきの 山下とよみ 落ち激ち 流る辟田の 川の瀬に  
鮎子さ走る 鳥つ鳥 鵜飼伴なへ 籥さし なづさひ行け  
ば 我妹子が 形見がてらと 紅の 八入に染めて おこ  
せたる 衣の裾も 通りに濡れぬ  
(卷十九・四一五六)  
紅の 衣にほはし 辟田川 絶ゆることなく 我かへり見  
む  
(卷十九・四一五七)  
年のはに 鮎し走らば 辟田川 鵜八つ潜けて 川瀬尋ね  
む  
(卷十九・四一五八)

水鳥を越前判官大伴宿禰池主に贈る歌一首并せて短歌  
天離る 鄙にしあれば そここも 同じ心そ 家離り  
年の経ぬれば うつせみは 物思ひ繁し そこ故に 心な  
ぐさに ほととぎす 鳴く初声を 橘の 玉に合へ貫き  
かづらきて 遊ばむはしも ますらをを 伴なへ立てて  
叔羅川 なづさひ上り 平瀬には 小網刺し渡し 速き瀬

に 鵜を潜けつつ 月に日に 然し遊ばね 愛しき我が背  
子  
(卷十九・四一八九)  
叔羅川 瀬を尋ねつつ 我が背子は 鵜川立たさぬ 心な  
ぐさに  
(卷十九・四一九〇)  
鵜川立ち 取らさむ鮎の しが鱗は 我にかき向け 思ひ  
し思はば  
(卷十九・四一九二)

右は、九日に使に付けて贈る。

とあり鮎とわかる。その他集中巻五の八五五・八五六・八  
五七・八五八・八五九・八六一・八六三番などに「鮎釣  
る」「若鮎釣る」「鮎子さ走る」など詠まれている。

巡行歌群九首は前半四首と後半五首の二つの歌群に分け  
ることができると述べたが、後半五首に呪術行為を詠ん  
でいる歌がある。それは四〇二八番歌で「水占延へてな」で  
ある。例えば、新編古典全集万葉集頭注には、「水占の内  
容は不明。紐の類を川などの流水に漂わせて、そのさまに  
よって吉凶を判断するような占いか。妻に逢える時期を知  
ろうとしたか。」とある。饒石川で「水占」を行っている  
妻への思いは表面的なことかもしれない。その裏には出拳  
の折「水占」を行い、秋の収穫と製鉄作業の成功を祈願し  
ているのだろう。この九首は一連のように思えるが、富山  
側の四首(前半四首)と能登側(後半五首)は連続してい

ない。富山側と能登側の間に空白がある。

すなわち富山側の巡行後数日間休みそれから能登巡行をしたと考えてもよい。だからこの一連の九首には日付が記されていないのだと思う。

#### 四 越中製鉄遺跡

次に図3「製鉄遺跡位置図」をみると、富山県射水郡を中心にして多くの製鉄遺跡がある。また能登地方では穴水あたりに製鉄遺跡がある。この二つの地域には集中的に遺跡があり、製錬・精錬遺跡・鍛冶遺跡が発掘されている。

富山県埋蔵文化財センターの「富山県埋蔵文化財包蔵地」(平成五年三月三十一日発行)をみると、旧小杉町で二九三の発掘された遺跡がある。そのうち製鉄遺跡が一〇九もある。

さて、図4「型式分類・年代的な位置及び分布」は関清氏の調査報告である。

南太閤山Ⅱ、石太郎C、開山東、東山Ⅰ、安田遺跡の製鉄炉は八世紀、炉の型はⅠb、すなわち箱形炉で奈良時代のものとしてと

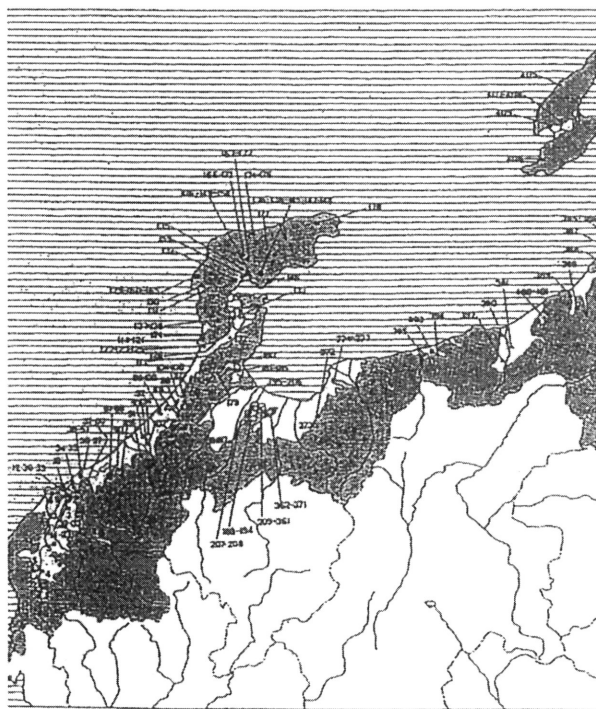


図3 製鉄遺跡位置図  
(●製錬・精錬遺跡、▲鍛冶遺跡、■羽口・鉄滓のみ、○炭焼窯)  
(宇野隆生『律令社会の考古学的研究—北陸を舞台として』より)

らえてよい。他に製鉄遺跡として魚津市東部に仏田遺跡がある。北アルプス立山連峰にその源を発し富山港にそそぐ早月川は雪どけ水の激しい所であるが、その激しさを家持は歌っている。家持がこの地を訪れた意味を考えるべきである。また図4南太閤山Ⅱ遺跡の1号製鉄炉から安田遺跡まで八世紀、南太閤山Ⅱ遺跡・上野赤坂A遺跡の3号製鉄

遺跡名	遺構名	所在地	規模( )は推定値 下段は内径値(cm)	炉型	時期	文献
南太閤山Ⅱ	1号製鉄炉	射水市小杉町南太閤山19丁目	380×150 (240×34)	I-b	8C前半	池野他 1983
石太郎 C	製鉄炉	〃〃 黒川字石太郎	550×200 (?×50)	I-b	8C後半	関他 1983
囲山 東	長方形ピット (製鉄炉)	〃〃 囲山	(147×85)	I-b	8C前半	紙谷・藤田 1981
東山 I	製鉄炉	〃〃 黒川字東山	(?×70) (?×35)	I-b	8C	神保 1983
安田	製鉄炉	滑川市安田字下水	260×110	I-b	8C	金子・宮本 1982
南太閤山Ⅱ	2号製鉄炉	射水市小杉町南太閤山19丁目	68×50	Ⅱ-a	10C	池野他 1983
上野赤坂A	1号製鉄炉	〃〃 黒川字上野赤坂	100×70	Ⅱ-a	11C後半	関他 1982
〃	2号製鉄炉	〃	90×50	Ⅱ-a	〃	〃
〃	3号製鉄炉	〃	60×50	Ⅱ-a	〃	〃

図4 県内製鉄遺跡(製鉄炉)型式分類・年代的位置及び分布  
(関清『大境』八号 富山考古学会より)

炉までは十世紀十一世紀後半で、炉の型はⅡ-a、堅形炉  
ということになる。

この製鉄について関清氏は北陸<sup>②</sup>における鉄生産はこれま  
での考古学的調査から七世紀には確実に開始されていると  
いう。八世紀から九世紀前半にかけては、北陸の各地域で  
集中化現象が見られ、鑄造を単位とする製鉄遺跡群が形成  
されてきた。これは律令体制の整備、強化に呼応するもの  
であり、口分田開墾の推進策などに裏づけられる鉄需要の  
増加が要因の一つと考えられる。この時期の製鉄炉は、箱  
型炉が主体であり、須恵器生産とともに古代の手工業生産  
の基幹を形成しているとの見解を示した。

浅香山木氏は天平年間の正税帳にあらわれた諸国におけ  
る鉄素材の小一斤の購入価格については、天平六年の尾張  
が二束、同九年の駿河が一束五把であるのに対し、天平十  
年の周防では二把半ないし三把である。産鉄地域の集権諸  
国と東国との価格差はまだかなり大きいのであろうという。  
こうした鉄素材の地域による価格差は、その後著しく縮  
まる傾向にあり、例えば『延喜式』の「禄物価法」による  
と鉄と米との換算価格が規定されている。鉄は一廷の直稻  
七束が標準価格であった。ところが加賀と能登、信濃あた  
りは六束、越中のほうは七束五把である。それから鉄一口  
が畿内は三束であるのに対して、越後のほうは二束、越中

は一束五把と定められている。

このように地域の経費によって毎年一定数製作する武器が必要である。「禄物価法」に出てくるが鉄一廷五束と記されている。越中国では絹七十束、鉄一束五把、鉄七束五把と記されている。「禄物価法」とは、中央政府の財政からではなくて、地方の国衙の財政から稲で支給する際の法定換算価格で、絹とか糸・綿・調布それから庸布、鉄といったものの国ごとの価格が定められている。支給すべき禄物をこの価格によって換算していくという方法がとられているので、いかに重視されていたかが理解できる。

この鉄の状況はそれぞれの国において重視していた。その技術輸入について『七尾市史』（昭和四十九年三月）を見ると、朝鮮では新羅が百濟、高句麗を滅ぼし、六七六年に唐軍を朝鮮から追い出して以来、統一を進めていた。養老元年（七一七）十一月にも、高句麗、百濟二国の兵を本国の戦乱のため渡来する者を受け入れよという命令を受けて、彼らのうちに山陰、北陸や能登に移住する者が少なくなかったのである。技術者が百濟から日本に入ってきていることも指摘されている。

## 五 製鉄の具体例

先述した射水市の旧小杉町周辺の一帯と能登の穴水の中

心とする一帯について見ていくことにする。「県内製鉄遺跡（製鉄炉）型式分類・年代的位位置及び分布」（図4）をみると南太閤山Ⅱ遺跡（1号製鉄炉）とあるが、その型式はI・bとあり、これは箱形炉で八世紀前半のものとして記されている。

関清氏の見解は、南太閤山Ⅱ遺跡は射水郡小杉町（現射水市）南太閤山十九丁目に所在する。都市計画街路七美・太閤山・高岡線建設に先立ち、一九八一年から三カ月にわたり調査されたものであるという。炉の周囲には浅いみぞがあり、風を送る送風設備など、炉に関連するものがある。これらは長方形角形炉と呼ばれるものだと説明されている。例えば「黒河尺目遺跡」（七美・太閤山・高岡線内遺跡群）一九八七年三月）では

奈良時代（八C）に比定される黒河尺目遺跡出土の鉄滓を調査して次の事が明らかになった。出土鉄滓は、砂鉄を木炭で還元したときに抽出される精錬滓や、還元鉄塊らの成分調査で鍛冶炉の炉底に堆積した椀形状の精錬鍛冶滓、これに加えて鉄器製作の鍛冶に際して生成された鍛錬鍛冶滓らが存在する。遺跡周辺で製鉄一貫作業の操業がなされたことが想定できる。なお、鉄鑄物用溶解炉の炉壁とおぼしき多量の炉材も検出されており、鍛造と鑄造の両面作業の可能性も考えられ

る遺跡である。

とある。越中の製鉄炉は、長方形の箱形炉、半地下式堅形炉が混在していると理解できる。

この南太閤山Ⅰ遺跡から人面土器が発掘された。これは恐らく祭祀用に使われているのではないかと考えられる。その地区内で発見されている鉄滓や、その他に出土したものがどう関連しているのか。また東側に約百五十メートルの畑があり、古代の炭窯が確認されていることから、周辺に製鉄炉の存在が推測される。

また『小杉町東山Ⅱ遺跡発掘調査報告』（一九九五年三月）では、

炭焼窯七其・製鉄炉二其・穴四其・溝一条が検出された。昭和五十七年の調査で、前底部の最下床面から杯・壺の破片各一点が出土し、平城宮土器編年の平城宮Ⅱ段階に比定されている（関 一九八三b）。……六号炭焼窯から抽出・流出した淡黄色土を掘り込んでいるのが、一九号穴と二〇号溝であり下層で確認されたのが一二号製鉄炉である。一一・一二号製鉄炉から抽出された鉄滓・炉壁はE地区の北端から多量に出土し、八世紀中頃から後半の土師器・須恵器が微量に混じっていた。

とある。『小杉町東山Ⅱ遺跡』では前底部の最も下の床で

杯・壺の破片が見つかっており、それは平城宮土器編年の平城宮Ⅱ段階に比定されている。つまり八世紀中頃から後半の土師器・須恵器が混じっているという状況である。

さて重視されるのは、『富山県小杉町・大門町・小杉流通業務団地内遺跡群』（富山県教育委員会・一九八〇年三月）の報告書に図5・「秦人」の土器が発掘されたことを記していることだ。藤田富士男氏は「〔□□秦人〕とヘラ書きされた杯底部は興味深い。秦人は渡来系民族で灌漑治水の技術にすぐれていた。この地に新しい文化と技術をもたらした渡来系の人々がいたことを裏づけるものである」と述べている。この小杉流通業務団地内では多数の掘立柱建物・竪穴住居が検出されているが、これらのうち、竪穴住居は工人たちの住居であった可能性が高いという。それから掘立柱建物は国衙の出先機関としての管理棟や製品を収納する倉庫として用いられていたらしい。このようなことから「秦人」がこの地（射水市）に深い関係を持っていたであろうことが理解できる。

以上数例の遺跡調査を紹介したが、これは今の射水市（旧小杉町）を中心とした製鉄炉の状況を掲げたものである。また少し離れて安田遺跡というのがあるが、これは滑川市の安田に所在する遺跡である。

家持の巡行路からすると延槻川に行く途中に安田遺跡が



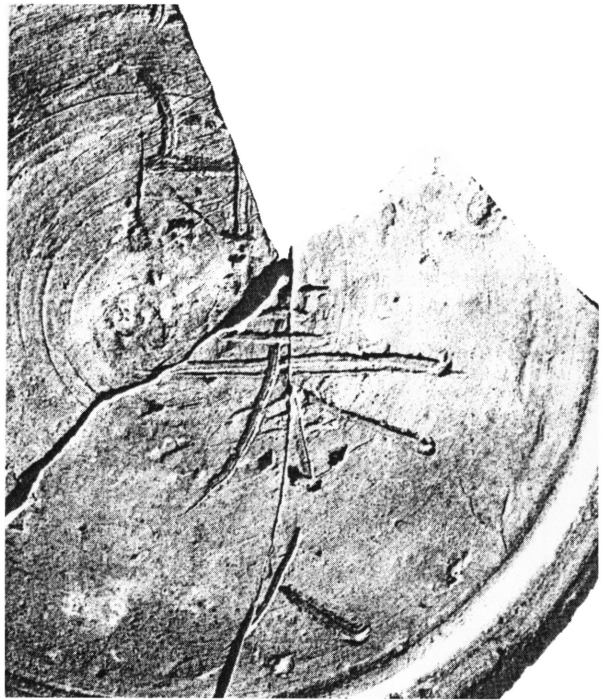


図5 『富山県小杉町・大門町・小杉流通業務団地内遺跡群』

ある。その安田遺跡の状況は箱形炉であるから八世紀と理解してよいだろう。

これは砂鉄を原料として綱を製造したところの鉄滓、すなわちスラグである。その綱が刀、その他の道具、器物製造の素材として用いられたと認められており、安田遺跡は製鉄精錬の貴重な遺跡であると指摘されている。

安田遺跡の状況は土が焼かれて磁気性のもの、磁石になることができる鉱物である。この磁石の磁化は固定されて変化しない、一たん磁化した焼土の熱残留磁器は再び温度が上がることはない限りその方法も強さも変化しないということで、非常に丈夫なものであると言われている。

遺跡に残る焼土の磁化方法をはかり、永年の変化曲線を比べることによって年代を推定することができるということで近代科学によってその状況が明らかにされつつある。

さらに能登の巡行経路の中で家持は、羽咋の氣多神宮に参拝している。この神社を参拝するということは国守となつてその土地に行き、天皇に代わつてその国の政治を行う。またその神社に参拝することによって天皇の力が家持に加わつて政治が行われるという理解でこれを神拝と言っている。

だから事あるごとに『延喜式』に記載されているような大きな神社へ参拝する。これは人民の安全ということも当然考えられるが、家持はその国を支配し、その国の政治をとり行うことにおいて、天皇の代行者としての大伴家の自負を持っているのだと思う。

そこで羽咋から矢印(図1、図2参照)の通り進行して、

七尾へ行き、七尾から舟で熊木まで行き、富来へ行つて門前・饒石川を渡つて道下中山遺跡へ行く。さらに穴水に進む。「製鉄遺跡位置図」(図3参照)をみると、遺跡が穴水あたりに集中しており、この遺跡群は製鉄炉が中心であるから、家持は視察を行つてゐるのだろう。射水市の小杉地区の所も、家持は神通川から伏木(国庁)へ帰つて行く途中にある。表面的には出挙の道順にあるけれども裏側には製鉄炉を視察・檢察する目的があつたのだろう。

## 六 おわりに

万葉集の越中歌について「秦人○○」なる人物を拾い出し越中における秦人の関わりを調べ、製鉄に深く関与していることを推定した。家持の越中巡行歌において表面的には出挙という政治的な姿を見ることができるとは、しかし多くの製鉄作業資料(発掘調査報告書)を読んで考えられることは、家持の越中巡行の裏側には、軍事的な製鉄炉の視察があつたのだろう。製鉄炉の問題を度外視しては、この越中巡行の真の姿は解けないのではないかと思う。

付記 平成二十三年五月十四日(土) 上代文学会大会(別府

大学)において講演した記録を基に補筆したものである。また、先に発表した「大伴家持の仕事―巡行歌の

## 注

「二面性」と重複する所があることをお断わりしておく。

(1) 「秦氏の研究一」「秦氏の研究二」『史学雑誌』70—3、70—4。

(2) 「秦氏とその民」白水社。他に『秦氏の研究』大和岩雄、大和書房。『日本古代氏族伝承の研究』続篇 日野昭、水田文昌堂。『秦氏とカモ氏』中村修也、臨川選書。などに詳しい。

(3) 注2に同じ。

(4) 注2に同じ。

(5) 『謎の渡来人 秦氏』文芸新書734。文芸春秋。

(6) 注5に同じ。

(7) 『大伴家持』桜楓社。

(8) 『日本海域の古代史』東京大学出版会。

(9) 『アユの話』岩波新書386。

(10) 『律令社会の考古学的研究』宇野隆生、柱書房。

(11) 「富山県における古代の製鉄炉」『大境』八号、関清。

(12) 「古代末の北陸」『季刊考古学』平成八年。

(13) 『日本古代手工業史の研究』法政大学出版会。

(14) 注11に同じ。

(15) 『日本の古代遺跡』13。富山 保育社。